公定価格について (個別論点を中心に)

平成25年11月25日

1.公定価格の個別論点について

(1)概要

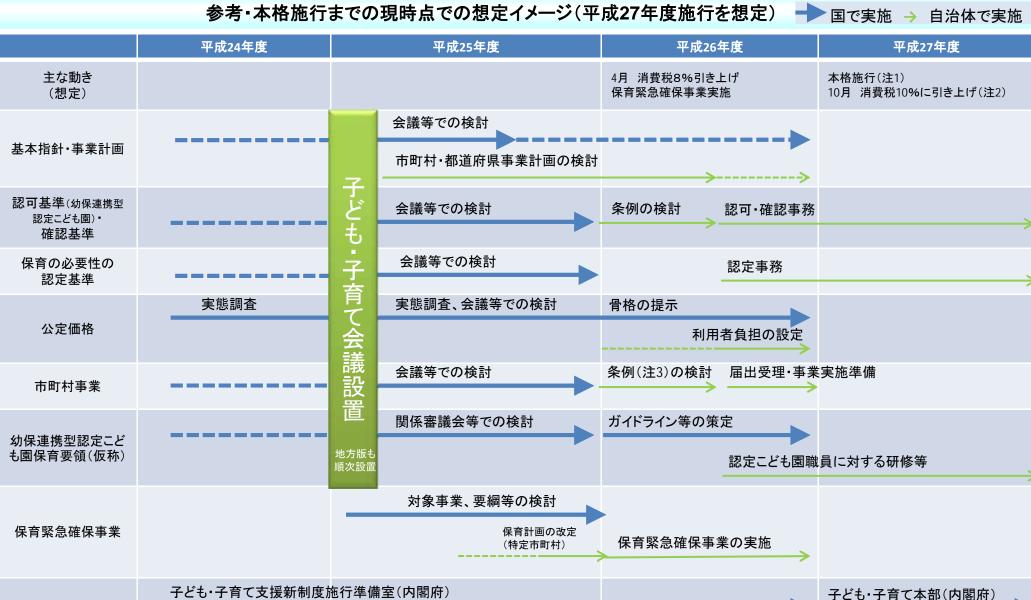
前回までの基準検討部会においては、公定価格の設定に当たっての基本的な考え方、全体的な算定構造に関する点を中心に御議論いただいたところ。

その上で、公定価格は、現在、当部会において並行して御議論いただいている幼保連携型認定こども園や 地域型保育事業等の各施設・事業に関する認可基準、運営基準により求められる水準に対応することが必要 となる。

加えて、子ども・子育て会議(親会議)において御議論いただいている保育認定や確認制度(定員設定、情報公表)等とも密接に関連することとなる。

認可基準、運営基準等については、各地方自治体において条例を制定する必要がある。そのため、国として、本年度中に関係政省令を制定することが求められている。

そのため、全体的な算定構造に係る検討と並行して、質の改善を検討する事項を含め、公定価格の具体的な金額の設定に向けて必要となる個別の論点に係る考え方についても、上記の通り、認可基準等に関する議論と並行して検討を進め、肉付けしていくことが必要。



自治体において準備組織を設置

実施体制

一元的実施体制を整備

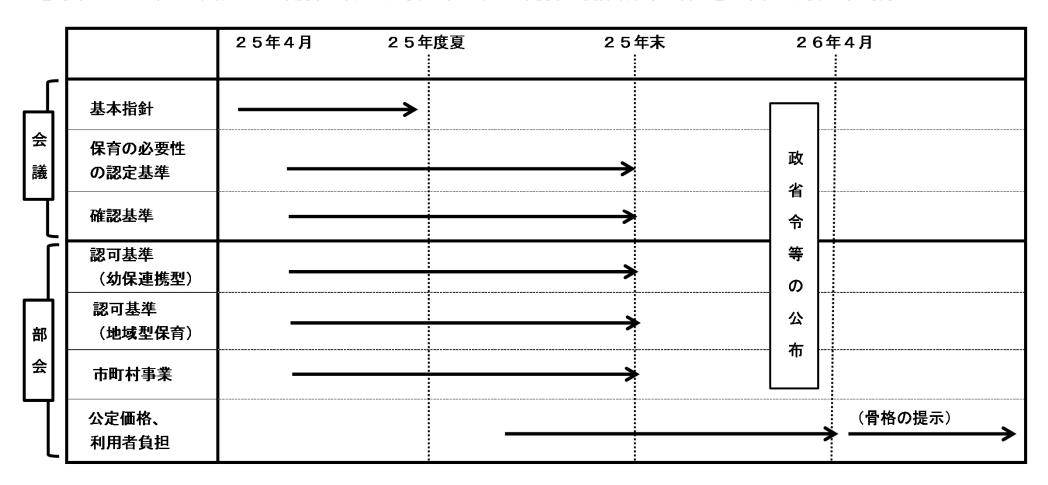
⁽注1)本格施行の時期については、実際の消費税率引上げ時期を踏まえて検討。

⁽注2)消費税率の引き上げは、経済状況の好転が条件とされている。

⁽注3)地域子ども・子育て支援事業の関係では、放課後児童健全育成事業の基準を条例で定める必要がある。

子ども・子育て会議における主な審議事項とスケジュールのイメージ

子ども・子育て支援新制度は、早ければ、平成27年4月には施行予定である。子ども・子育て支援給付・事業の実施主体となる市町村は、国の基本指針や基準を踏まえて、都道府県とも調整しつつ、市町村の事業計画の策定、基準の検討、必要な条例の制定を行った上で、施行までの事前準備としての認可・確認事務等を行う必要がある。このため、国においては、基本指針や基準等の検討は、その過程を対外的に示しながら、概ね25年度中に終える必要がある(25年度中に関係政省令や告示を公布する必要がある。)。



2.検討の視点について

特に御議論いただきたい論点(全体像)

- < . 基本構造にかかわるもの(各施設・事業に共通)>
 - 1.職員配置、人件費に係る事項
 - 2.教育・保育の提供等に係る事項
 - 3.管理経費に係る事項
- < . 施設・事業類型にかかわるもの >
 - 1.特定教育・保育施設に係る事項
 - 2.特定地域型保育事業に係る事項

今回お示しする以外のものについても、順次必要な分析後お示ししていく予定。

. 基本構造に関わるもの(各施設・事業に共通)

【概要】

基本構造に関わる論点については、新制度において市町村の確認を受ける施設・事業に共通する事項となっている。

1.職員配置・人件費に係る事項について

主な検討事項

職員配置について

処遇改善、経験年数等に応じた公定価格上の評価、キャリアアップについて

職員配置について

【現行】

[幼稚園]

幼稚園においては、職員配置基準はないが、園長、教頭 、教諭が必置となっており、学級編制上、1学級の幼児数は35人以下を原則とし、各学級に専任の教諭等(主幹教諭、指導教諭又は教諭。特別の事情があるときは、副園長又は教頭が兼ねることや、学級数の3分の1の範囲内で助教諭又は講師をもって代えることが可能)を1人置かなければならないこととしている。また、学校保健安全法に基づき、学校医、学校歯科医、学校薬剤師は必置となっている。

このほか、置くことができる職員として、養護教諭、栄養教諭、事務職員等が規定されており、養護教諭等及び事務職員については置くように努めなければならないこととなっている。

副園長を置く場合その他特別な事情がある場合は置かないことができる。

[保育所]

保育所においては、認可基準上、保育士、調理員 、嘱託医が必置となっており、うち、保育士に関しては、職員配置基準として、0歳児は3人につき1人、1・2歳児は6人につき1人、3歳児は20人につき1人、4・5歳児は30人につき1人以上となっている(ただし、常時2人以上)。

調理業務全委託の場合を除く。

[認定こども園]

認定こども園については、認定こども園の長と保育に従事する者が必置となっており、保育に従事する者に関しては、現行、短時間利用児は35:1、長時間利用児については保育所と同じとなっている。

<制度改正検討時点での整理(平成24年3月2日少子化社会対策会議決定)>

新たな制度における価格設定方法については、次の考え方を基本とする。

- ・ 質の確保・向上が図られた学校教育・保育を提供するために必要な水準として、人員配置基準や設備環境を基に、人件費、事業費、 管理費等に相当する費用を算定する。
- ・ 人件費相当分については、職員の配置基準や施設の開所時間を踏まえた単価設定を行う。この際、子どもの過ごす時間と職員が勤務する時間の違いを踏まえ、認定時間数に対応する価格設定ではなく、必要な職員の配置を考慮した単価設定を行う。

職員配置の充実など必要な事項 については、税制抜本改革による財源を基本としつつ、必要に応じそれ以外の財源を含め、国・地方を通じた恒久的な財源を確保しながら実施することとする。

主な内容(抜粋)

3歳児を中心とした配置基準の改善

質の改善に直接つながる職員配置の充実、その他の職員の処遇改善、食育の推進等については、順次、優先順位をつけながら、実現 を図る。

<子ども・子育て関連3法の国会での附帯決議(参議院)>

施設型給付、地域型保育給付等の設定に当たっては、三歳児を中心とした職員配置等の見直し、保育士・教員等の待遇改善等、幼稚園・小規模保育の〇から二歳保育への参入促進など、幼児教育・保育の質の改善を十分考慮するとともに、幼稚園や保育所から幼保連携型認定こども園への移行が進むよう、特段の配慮を行うものとすること。

【検討の視点】

職員の配置については、国会での附帯決議で「3歳児を中心とした職員配置等の見直し」が求められているが、これについて、どう考えるか。

幼稚園については、現行、学級編制基準はあるが職員配置基準がないことについて、どのように考えていくか。

幼稚園の実際の学級規模が、学級編制基準(原則1学級35人以下)より大幅に下回って(小規模編制となって)おり、さらに4・5歳児学級と比較して3歳児学級がより小規模な編制となっている現状を踏まえ、どのように考えるか。また、学級担任以外の教諭等についても、どのように考えていくか。

(参考)

平成22年度学校基本調査、学校教員統計調査より

- ・1学級当たりの園児数: 3歳児19.8人、4歳児24.0人、5歳児24.7人
- ・担任1人当たりの園児数: 3歳児15.8人、4歳児23.0人、5歳児23.8人 混合学級については、各学齢に按分
- ・学級を担任している教員数:77.508人、学級を担任していない教員数:22.675人

平成13年3月の「幼児教育振興プログラム」(平成13年3月29日文部科学大臣決定)においてティーム保育(1学級の保育を、2人以上の保育者が役割を分担して担当)の実施のための条件整備が定められ、公立・私立ともに学級担任以外の教員の配置を推進してきた。

【検討の視点(続き)】

<「幼児教育振興プログラム」(概要)(平成13年3月29日文部科学大臣決定)>

【幼稚園教育の振興】

(1)教育活動・教育環境の充実

幼稚園教育要領の理解の推進、道徳性の芽生えを培う教育の充実、ティーム保育の実施のための条件整備や幼稚園教員の資質向上を図ります。

その上で、幼稚園教諭に係る配置の改善について、どのように考えていくか。

保育士、保育教諭に係る配置の改善について、どのように考えていくか。

仮に認可基準に規定する形により配置基準の改善を行う場合、基準に基づくルールとなることで、確実な配置の改善が可能となる。

ただし、職員配置数を満たせない場合、基準違反となるため、保育士等の確保の観点を含め、すべての施設等において対応することが可能か留意が必要。公定価格上の加算により、実際の配置状況に柔軟に対応する方法も考えられるか。

新幼保連携型認定こども園については、「満3歳以上の子どもの教育課程に係る教育時間を含め、保育所と同様に職員配置基準を設定する」(11月15日第7回基準検討部会資料2 P 6対応方針案)方向で検討されているが、具体的な配置基準について、どう考えるか。

幼稚園において、原則必置である教頭や、事務職員についても実際の配置状況を踏まえ、どのように考えていくか。

平成24年度学校基本調査

・幼稚園数 13,170園 (うち公立4,924園、うち私立8,197園)

副園長 2,861人 (うち公立432人、うち私立2,392人) 教頭 1,857人 (うち公立749人、うち私立1,093人)

事務職員 9.389人 (うち公立163人、うち私立9.198人) 以上全て本務者

保育所については、所長が必置とはされておらず、保育所運営費において所長設置・未設置別の単価を 設けているところであるが、現行、99%の施設において常勤専従の形で所長を置いていることを踏まえ、 どのように考えるか。

その他の職員の配置について、例えば、子どもの健康管理、食育の推進、事務の処理、諸作業への対応等の観点から、公定価格上、どのように考えていくか。

(参考)施設・事業別の職員配置基準

	かれる仕事	報定こども 園 保育所 はなった はなった はなった はなった はなった はなった はなった はなった				
	幼稚園	体目的	幼保連携型	幼稚園型	保育所型	地方裁量型
教育・保育従事 者	・教諭(主幹教諭・指導教 諭・教諭)	・保育士	・保育教諭	ことが望まし	許及び保育士資	級担任は幼稚園
教育・保育従事 者の員数	配置基準は無し 学級を編制(1学級あた り幼児数は原則35人以 下)	乳児 3:1 1,2歳児 6:1 3歳児 20:1 4歳以上児30:1	検討中	短時間利用児: 長時間利用児:		人
その他の職員	(必置職員) ・園長 ・学校医・歯科医・薬剤師 (置くことができる職員) ・養護教諭・事務職員 等	(必置職員) ・嘱託医 ・調理員	(必置職員) ・園長 ・学校医・歯科医・薬剤師 (置くことができる職員) ・副園長・教頭 ・主幹保育教諭・指導保育 教諭 ・主幹養護教諭・養護教諭 ・主幹栄養教諭・栄養教諭・事務職員 ・養護助教諭等	幼稚園型、保 は、それぞれ幼		設部分について 同様。

	小規模保育		家庭的保育事業所内保育居宅訪問		居宅訪問型保育	
	A 型	B型	C型	多庭の不 同	争录川内休月	店七訓问至休月
保育従事者	・保育士	・保育士 ・保育士以外の 保育従事者	・家庭的保育者 ・家庭的保育補助者			
保育従事者の員 数	乳児 3:1 1,2歳児 6:1 +1人	・A型と同様 うち1/2は保育士	0~2歳児 3:1 補助者を置く場合 5:2		検討中	
その他の職員	・嘱託医 ・調理員	・嘱託医 ・調理員	・嘱託医 ・調理員			

処遇改善、経験年数等に応じた公定価格上の評価、キャリアアップについて

【現行】

[幼稚園]

幼稚園においては、幼稚園教諭の給与水準についてのモデル的な設定は示していない。

園長のほか、園長を補佐する管理職として副園長又は教頭の職が置かれるとともに、園長等を補佐し、園務の一部を担う主幹教諭及び他の教諭等に対して必要な助言・指導等を行う指導教諭といった職が設けられるなど園務の分掌や職責に応じた複数の職を置くことが可能となっている。

「保育所]

保育所においては、主として公私施設間における職員の給与水準の格差是正、法人における定昇財源の確保という観点から、保育所に勤務するすべての常勤職員の平均勤続年数に応じて(4段階)、運営費の加算を行っている。(民間施設給与等改善費)

保育士の中で、保育への従事のほか、他の保育士への助言・指導、保育の計画立案等も中心的に行う者について、主任保育士として位置付け、運営費において対応している。

[認定こども園]

認定こども園においては、保育所、幼稚園をベースとしている。

<制度改正検討時点での整理(平成24年3月2日少子化社会対策会議決定)>

学校教育・保育の質に直接関わる職員の常勤・非常勤の別、経験年数等については、公定価格への反映を検討する。

質の改善に直接つながる職員配置の充実、その他の職員の処遇改善、食育の推進等については、順次、優先順位をつけながら、実現を図る。

職員の定着・確保を図るため、キャリアアップの仕組みと併せた処遇の仕組みを検討することが必要。その際、職員のキャリア アップに資する観点から、幅広い業務経験を可能とするための運営の在り方についても検討を進める。

<子ども・子育て関連3法の国会での附帯決議(参議院)>

・ 施設型給付、地域型保育給付等の設定に当たっては、三歳児を中心とした職員配置等の見直し、保育士・教員等の待遇改善等、幼稚園・小規模保育の○から二歳保育への参入促進など、幼児教育・保育の質の改善を十分考慮するとともに、幼稚園や保育所から幼保連携型認定こども園への移行が進むよう、特段の配慮を行うものとすること。

【検討の視点】

これまでの部会における議論においては、職員1人当たりの給与月額を見ると、幼稚園教諭、保育士に ついては、民間の他の職種と比較して低い傾向が見られることが明らかとなっている。

国会での附帯決議等において、新制度による質の改善として、職員の定着・確保を図っていくため、職員の処遇改善について検討していくことが求められているが、これについて、どう考えていくか。

特に、新制度においては、施設・事業に対し、常勤・非常勤別、勤続年数・経験年数等といった学校教育・保育の質に関わる情報の公表を求めることとしており、これらの要素を公定価格に反映される仕組みについて、どう考えていくか。

その際、現行の保育所運営費における民改費の仕組みとの関係や、平成24年度補正予算に基づく保育 士等処遇改善臨時特例事業との関係について、どう考えていくか。

また、他の職種と比較して幼稚園教諭、保育士の平均勤続年数は短い傾向にあるが、「長く働くことができる」職場を構築していていくために、処遇改善と併せ、キャリアアップの仕組みについて、どう考えていくか。

例)中核的な職員の地位・処遇、研修体制の充実による専門性の向上等

【参考】職員1人当たり給与月額(前回の部会においてお示ししたもの)

幼稚園

私立施設	全体
全職種(常勤・非常勤)	261,840円(10.2年)
園長(常勤)	504,017円(27.4年)
教諭(常勤)	252,348円(7.2年)
公立施設	全体
<u>公</u> ∇施設 全職種(常勤・非常勤)	全 体 332,590円(14.1年)

	幼稚園(認定こども園以外)	幼保連携型	幼稚園型
	263,340円 (10.3年)	250,752円(9.1年)	236,695円(9.8年)
	505,869円(27.1年)	499,649円 (29.1年)	455,990円(32.3年)
	253,839円(7.3年)	240,405円(6.4年)	229,264円(6.5年)
ĺ	幼稚園(認定こども園以外)	幼保連携型	幼稚園型

幼稚園(認定こども園以外)	幼保連携型	幼稚園型
333,294円 (14.2年)	299,101円 (12.5年)	-
511,051円(32.2年)	307,886円 (27.0年)	-
371,277円(13.8年)	315,897円 (10.8年)	-

保育所

私立施設	全体
全職種(常勤・非常勤)	259,385円(9.4年)
施設長(常勤)	532,097円(24.1年)
保育士(常勤)	255,415円(9.9年)
公立施設	全 体
公立施設 全職種(常勤·非常勤)	全 体 297,989円(13.0年)
公立施設 全職種(常勤·非常勤) 施設長(常勤)	

保育所(認定こども園以外)	幼保連携型	保育所型
262,438円(9.6年)	207,396円(6.0年)	256,863円(7.5年)
541,003円(24.9年)	376,301円(10.7年)	580,360円(36.4年)
258,441円(10.1年)	203,921円(6.7年)	252,383円(5.8年)
保育所(認定こども園以外)	幼保連携型	保育所型
000 407円 (40 0年)	20月 200円 (40 5年)	004 000円 (40 0年)

保育所(認定こども園以外)	幼保連携型	保育所型
298,137円(13.0年)	285,026円(10.5年)	231,680円(13.0年)
545,089円(33.6年)	547,685円(34.0年)	485,617円(2.0年)
287,494円(11.8年)	286,963円(10.9年)	222,087円(13.1年)

() 内は、平均勤続年数。常勤職員の給与には、月額給与のほか、賞与の年額の1/12の額が含まれる。

(参考) 各職種の賃金構造について (資料出所) 平成24年賃金構造基本統計調査

	決まって支給する 現金給与	年間賞与その他 特別給与額	給与月額 + (/12月)	勤続年数
全職種	325.6千円	819.3千円	393.9千円	11.8年
看護師	326.9千円	786.9千円	392.5千円	7.1年
福祉施設介護員	218.4千円	474.4千円	257.9千円	5.5年
ホームヘルパー	208.5千円	282.6千円	232.1千円	5.1年
幼稚園教諭	225.0千円	652.6千円	279.4千円	7.4年
保育士	214.2千円	579.9千円	262.5千円	7.8年

2. 教育・保育の提供等に係る事項について

主な検討事項

保育必要量の取扱いについて 年間を通じた学校教育・保育の提供について 給食費の取扱いについて 障害児の受け入れ促進について その他

保育必要量の取扱いについて

【現行】

[保育所]

保育所における1日の保育時間は8時間を原則として、その地方における乳幼児の保護者の労働時間その他家 庭の状況等を考慮して定めることとされており、また、1日の開所時間については、原則11時間を求めている。

[認定こども園]

認定こども園の長時間利用児に係る保育時間については、保育所と同様になっている。

<制度改正検討時点での整理(平成24年3月2日少子化社会対策会議決定)>

新たな制度における価格設定方法については、次の考え方を基本とする。

- ・ 質の確保・向上が図られた学校教育・保育を提供するために必要な水準として、人員配置基準や設備環境を基に、人件費、事業費、 管理費等に相当する費用を算定する。
- ・ 人件費相当分については、職員の配置基準や施設の開所時間を踏まえた単価設定を行う。この際、子どもの過ごす時間と職員が勤 務する時間の違いを踏まえ、認定時間数に対応する価格設定ではなく、必要な職員の配置を考慮した単価設定を行う。

職員配置の充実など必要な事項 については、税制抜本改革による財源を基本としつつ、必要に応じそれ以外の財源を含め、国・ 地方を通じた恒久的な財源を確保しながら実施することとする。

主な内容

長時間の保育ニーズへの対応: 延長保育の充実等

- <子ども・子育て関連3法の国会での附帯決議(参議院)>
- ・ 保育を必要とする子どもに関する施設型給付、地域型保育給付等の保育単価の設定に当たっては、施設・事業者が、短時間利用の認 定を受けた子どもを受け入れる場合であっても、安定的、継続的に運営していくことが可能となるよう、特段の配慮を行うものとする こと。

【検討の視点】

子ども・子育て会議における「保育の必要性の認定」に係る議論を踏まえて検討

子ども・子育て会議における保育の必要性の認定に係る議論を踏まえ、公定価格の設定に当たり、「保育標準時間利用」及び「保育短時間利用」に係る保育必要量について、必要となる職員体制等を勘案した上で検討する必要がある。

両親ともにフルタイム又はそれに近い形で就労する場合を想定している「保育標準時間利用」に対し、現行の保育所の開所時間(11時間)を利用可能な時間帯として概ね保障していくとすれば、必要となる職員体制について、現行の保育所運営費、延長保育促進事業による対応等を踏まえ、どう考えていくか。

現行の保育所運営費においては、保育士の休憩時間を確保する観点や長時間開所に対応するための費用として、配置基準上の人数を超えて1名保育士(常勤保育士)を加配している。

現行の延長保育促進事業は、「基本分」と「加算分」の2事業を対象としている。

「基本分」については、延長保育を実施する保育所において開所時間の始期及び終期それぞれの前後の時間帯において保育需要に対応するために、11時間の開所時間内に保育士を加配するための費用を補助している。

また、主にパートタイムなど短時間勤務により就労する場合を想定している「保育短時間利用」に対し、 基本となる保育時間である8時間程度を利用可能な時間帯として概ね保障していくとすれば、必要となる職 員体制について、現行の保育所運営費による対応等を踏まえ、どう考えていくか。

国会の附帯決議において、「施設・事業者が短時間利用の認定を受けた子どもを受け入れる場合であっても、安定的、継続的に運営していくことが可能となるよう、特段の配慮を行うものとすること」とされており、これについて、どう考えていくか。その際、保育短時間利用の子どもの場合にも、保育標準時間利用の子どもと同じ職員体制を確保している場合、どう考えていくか。

【対応方針案】

【参考】第8回子ども・子育て会議資料1より抜粋

関係時間は古町村 施設・事業ごとに定める

- ⇒ これまで、保育認定に関する区分として記載していた「長時間(利用)」、「短時間(利用)」については、それぞれ「保育標準時間(利用)」、「保育短時間(利用)」とした上で、教育標準時間認定(標準時間(利用))を「教育標準時間(利用)」とする。
- ➤ 両親ともにフルタイムで就労する場合、またはそれに近い場合は、「保育標準利用」とすることを基本とする。

その際、「保育標準時間」の就労時間の下限については、1週当たり30時間程度とすることを基本としてはどうか。

- ▶「保育標準時間利用」の場合、保育の利用に当たっては、現行の保育所の開所時間(11時間)を利用可能な時間帯として、また、現行の保育所の年間開所日数(約300日)を概ね保障していくことを基本とする。

※延長保育事業との関係は、現行の取扱いを踏まえ、1日当たりの保育必要量との関係を基に整理してはどうか。

[保育必要量のイメージ](月曜~土曜開所の場合)

【保育標準時間】	カスクラス カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カ	争業してに正める
【休月徐午时间】	←───── 11時間(利用可能な時間帯=保育必要量) ────	
月曜日	原則的な保育時間(8時間)	延長保育
火曜日	原則的な保育時間(8時間)	1. 日本四本以西目本書子
水曜日	原則的な保育時間(8時間)	1ヶ月の保育必要量の考え方
木曜日 延長保育	原則的な保育時間(8時間)	1日11時間(8時間)×300日/12ヶ月
金曜日	原則的な保育時間(8時間)	= 275時間(200時間)
土曜日	原則的な保育時間(8時間)	1日11時間×6日×31日/7日(週)
日曜日	延長保育	292時間
		1日8時間×6日×31日/7日(週)
【保育短時間】	← 8時間(利用可能な時間帯 = 保育必要量) ──▶	212時間
月曜日	延 原則的な保育時間(8時間)=利用可能な時間帯 延	延長保育
火曜日	原則的な保育時間(8時間)=利用可能な時間帯	
水曜日	長 原則的な保育時間(8時間)=利用可能な時間帯 長	
木曜日 延長保育	保 原則的な保育時間(8時間)=利用可能な時間帯 保 保	
金曜日	原則的な保育時間(3時間) - 利用可能な時間帯	
土曜日	育 <u>原則的な保育時間(8時間) = 利用可能な時間帯</u> 育	
日曜日	延長保育	
		14

年間を通じた学校教育・保育の提供について

【現行】

「幼稚園]

○ 幼稚園については、毎学年の教育週数は39週数を下らないこととしており、学期の区分・長期休業日を設けることとしている。また、国民の祝休日、土曜日・日曜日が休業日とされている。

[保育所]

保育所における1年の開所日数は、日曜日・国民の祝休日を除いた日(年間約300日)が原則(利用者の需要がない場合は、休所することを妨げていない)。(運営費の積算)

[認定こども園]

1年の開園日数及び1日の開園時間は、就労状況等地域の実情に応じて定めることとされており、長時間利用 児に係る保育時間については、保育所と同様になっている。

【検討の視点】

保育認定(2号・3号)の子どもについては、現行の保育所と同様に、原則、土曜日を含めた年間約300日間の開所を基本として、それ以外の日曜日等の開所については、加算による対応で設定するか。その上で、特段の需要がない場合など、土曜日に閉所するケースの取扱いについて、どう考えるか。

また、教育標準時間認定(1号)の子どもについては、現行の幼稚園と同様に、1学年39週(約22 0日程度)の開所を基本としてはどうか。その場合の夏季休業等の長期休業の取扱いについて、どう考えていくか。また、土曜日などの休業日や長期休業期間中に開所する場合の取扱いについて、どう考えていくか。 利用者負担の取扱いについても、併せて検討していく必要がある。

通常の開所時間帯と異なる夜間あるいは早朝において開所している保育所については、午前11時頃から夜10時頃までを1日の開所時間帯としている場合、現行制度では、夜間保育所加算で対応しており、新制度においても加算による対応で設定するか。

給食費の取扱いについて

【現行】

[幼稚園]

食事の提供について、特段の規定はなく、園の判断により、給食を実施している例が見られる。食事の提供に係る費用は利用者が負担しており、保育料と一体で徴収している例、実費徴収により対応している例が見られる。経営実態調査では、給食を実施している園は67%(頻度は不明)。平成22年学校給食実施状況等調査では、週3日以上給食を実施している園は63.1%(完全給食を実施している園は51.5%)

「保育所]

すべての在園児に対する給食の提供を実施しなくてはならないこととされている(自園調理が原則)。調理員の人件費及び給食材料費といった食事に係る費用については、保育所運営費に含まれており、3歳未満児は主食及び副食、3歳以上児は副食に関する費用について対応している。(3歳以上児の主食については、一般的には保育所が実費を徴収している)

3歳以上児については外部搬入が可能

[認定こども園]

食事の提供については、短時間利用児については幼稚園と同様であり、長時間利用児については、保育所と同様に給食の提供を行うこととされている。

<制度改正検討時点での整理(平成24年3月2日少子化社会対策会議決定)>

質の改善に直接つながる職員配置の充実、その他の職員の処遇改善、食育の推進等については、順次、優先順位をつけながら、実現を図る。

【検討の視点】

保育認定(2号・3号)の子どもに係る食事の費用について、どのように考えていくか。

教育標準時間認定(1号)の子どもに係る食事については、新幼保連携型認定こども園の認可基準に係る議論等を踏まえ、園の判断によることとした場合には、食事の提供に係る費用について、どのように考えていくか。特に、今後お示しする予定である実費徴収等の分析結果等を踏まえつつ、議論していく必要があるのではないか。

障害児の受け入れ促進について

【現行】

[幼稚園]

国の私学助成に基づく特別補助として、障害児が2人以上在園する園に対し、特別支援教育経費として財政支援を実施している。

都道府県が実施する私学助成においては、障害児が1人在園する園に対しても、財政支援を行う例がある。

[保育所]

平成14年度までは、特別児童扶養手当支給対象児童までを対象とし、対象児童4人につき保育士1人の配置できるよう、障害児保育事業として国庫補助を行っていたが、平成15年度に一般財源化。

平成19年度以降、保育所における障害児の受入状況を踏まえ、軽度障害・発達障害までの児童を算定対象とした上で、対象児童2人につき保育士1人の配置等となるよう地方交付税措置を講じており、各市町村において、対象範囲、職員体制等について定めた上で実施している。

[認定こども園]

現行の保育所、幼稚園と同様。

<制度改正検討時点での整理(平成24年3月2日少子化社会対策会議決定)>

質の改善に直接つながる職員配置の充実、その他の職員の処遇改善、食育の推進等については、順次、優先順位をつけながら、実現を図る。

【検討の視点】

特定教育・保育施設については、従来の財政支援措置により対応することを基本とするか。

今回の法改正で財政措置が新設された地域型保育事業については、障害児の受け入れを促進していくために必要な措置を講じていくこととするか。

その他

公定価格上、質の改善のために検討すべき項目として、どういった項目が考えられるか。

検討例 : 研修の充実

検討例 :保幼小の連携強化

3.管理経費に係る事項について

主な検討事項

事務経費の取扱いについて

減価償却費、賃借料の取扱いについて

第三者評価の費用の取扱いについて

事務経費の取扱いについて

「 . 1 . ③事務処理体制について」(P.24)に詳述

減価償却費、賃借料の取扱いについて

【概要】

新制度における施設整備については、施設基準を考慮して設定する整備費用と施設運営における減価償却費の全国的な状況を踏まえ、その一定割合に相当する額を組み込む形で給付を設定することにより、施設整備を支援することを基本としている。

その上で、当面、緊急に対応する必要がある、 増加する保育需要に対応するための施設の新築や増改築、 施設の耐震化、老朽改築等、 幼稚園における調理室の新設については、別途の支援を行うこととしている。

<子ども・子育て関連3法の国会での附帯決議(参議院)>

・ 施設整備に対する交付金による支援については、現行児童福祉法第五十六条の二の規定に基づく安心こども基金からの施設整備補助(新設、修理、改造、拡張又は整備に要する費用の四分の三以内。耐震化その他の老朽化した施設の改築を含む。)の水準の維持を基本とすること。また、給付費・委託費による長期に平準化された支援との適切な組合せにより、それぞれの地域における保育の体制の維持、発展に努めること。

【検討の視点】

公定価格においては、施設基準を考慮して設定する整備費用と施設運営における減価償却費等の全国的な状況を踏まえた上で、賃貸借の形態により設置された施設の賃借料への対応も考慮しつつ、設定する必要があると考えられるが、実際の組み込み方について、どのように考えるか。その際、地域差などについては、どのように考えるか。

新幼保連携型認定こども園、保育所については、国会の附帯決議において児童福祉法に基づく新たな交付金による施設整備補助との適切な組み合わせが求められており、どのような形で具体化していくか。

第三者評価の費用の取扱いについて

【現行】

[幼稚園]

自己評価(義務)を踏まえた学校関係者評価(保護者その他の幼稚園職員以外の幼稚園関係者による評価)・ 結果公表は努力義務となっている。

詳細は「幼稚園における学校評価ガイドライン」(平成23年改定)

「保育所]

福祉サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずる努力義務(社会福祉法)の一環として、第三者評価事業の受審が推進されている。

「規制改革実施計画」(平成25年6月14日閣議決定)において、評価機関と評価者の質の向上等や保育所における第三者評価の受審率目標等について検討を行うこととされている。

「認定こども園)

自己評価・外部評価等やその結果公表を通じた質の向上に努めることとされている。

【検討の視点】

現在、保育所について、第三者評価の受審を推進することが求められているほか、新幼保連携型認定こども園については、第三者評価の実施を努力義務とする方向で検討が進められていることを踏まえ、第三者評価の受審を進めていくために必要な受審料などのコストの取扱いについて、公定価格の中でどう考えていくか。また、受審率の目標について、どのように考えていくか。

. 施設・事業類型にかかわるもの

1.特定教育・保育施設に係る事項について

【概要】

教育標準時間認定を受ける子どもは、認定こども園・幼稚園を、保育認定を受ける子どもは、認定こども園・保育所又は地域型保育事業を利用して施設型給付を受けることが基本となる。

公定価格の設定に当たっては、「 . 基本構造に関わるもの」のように、確認を受ける施設において共通する論点に加えて、各施設の認可基準等において求められる事項・水準等との関係を踏まえた上で、それぞれ必要と思われる論点について検討していく必要がある。

主な検討事項

施設に係る認可基準等との関係について 子育て支援機能について 事務処理体制について

施設に係る認可基準等との関係について

【現行(再掲)】

[幼稚園]

幼稚園においては、職員配置基準はないが、園長、教頭 、教諭が必置となっており、学級編制上、1学級の幼児数は35人以下を原則とし、各学級に専任の教諭等(主幹教諭、指導教諭又は教諭。特別の事情があるときは、副園長又は教頭が兼ねることや、学級数の3分の1の範囲内で助教諭又は講師をもって代えることが可能)を1人置かなければならないこととしている。また、学校保健安全法に基づき、学校医、学校歯科医、学校薬剤師は必置となっている。

このほか、置くことができる職員として、養護教諭、栄養教諭、事務職員等が規定されており、養護教 諭及び事務職員については置くように努めなければならないこととなっている。

副園長を置く場合その他特別な事情がある場合は置かないことができる。

【現行(再掲・続き)】

[保育所]

保育所においては、認可基準上、保育士、調理員、嘱託医の配置が必須となっており、うち、保育士に関しては、職員配置基準として、0歳児は3人につき1人、1・2歳児は6人につき1人、3歳児は20人につき1人、4・5歳児は30人につき1人以上とする(ただし、常時2人以上)。

調理業務全委託の場合を除く。

[認定こども園]

認定こども園については、認定こども園の長と保育に従事する者が必置となっており、保育に従事する者に関しては、現行、短時間利用児は35:1、長時間利用児については保育所と同じとなっている。

【検討の視点】

公定価格の設定に当たっては、法律上、認定区分を勘案して設定することとされており、その際、必要な職員の配置水準を考慮することが必要となる。

幼稚園について、職員配置基準が無いことについて、どのように考えていくか。

幼稚園・認定こども園については、学校歯科医・学校薬剤師が必置となっており、保育所については必 置となっていないが、これをどう考えていくか。

新幼保連携型認定こども園については、教育標準時間認定(1号)の子どもと保育認定(2号・3号)といった生活時間帯が異なる子どもが同時に就園することや、児童福祉法に基づく措置の対象施設であること等を踏まえ、園長を補佐する管理職(副園長又は教頭)の配置について、どう考えていくか。

【参考】園長・施設長(常勤職員)の配置状況(経営実態調査)

幼稚園

園長(常勤)	全体
私立	0.9人
公 立	0.8人

幼稚園(認定こども園以外)	幼保連携型	幼稚園型
0.9人	0.9人	1.0人
0.8人	0.6人	-

保育所

施設長(常勤)	全体
私立	1.0人
公 立	1.0人

保育所(認定こども園以外)	幼保連携型	保育所型
1.0人	0.9人	1.0人
1.0人	1.0人	1.0人

子育て支援機能について

【現行】

「幼稚園)

家庭及び地域における教育に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うなど支援に努めることとされている。(努力義務・学校教育法24条)

「保育所]

地域住民に対し、保育に関する情報提供のほか、保育に関する相談・助言に努めることとされている。(努力 義務・児童福祉法48条の3)

[認定こども園]

認定こども園法において、施設本来の機能として、子育て支援事業の実施が義務付けられており(実施義務)、 地域の教育・保育の需要に照らし、必要と認められるものを保護者の要請に応じて適切に提供することが認定基 準として位置付けられている。

子育て支援事業を行う際は、次に掲げる点に留意の上、実施することとされている。(認定基準)

- ・教育・保育に関する専門性を十分に活用し、保護者の子育て力の向上を支援する。
- ・子育て支援事業を保護者が希望するときに、利用可能な体制を確保する。
- ・子育て支援事業として、子育て相談、親子の集いの場の提供、家庭における養育が一時的に困難となった場合 の保育提供等のための体制を確保する。
- ・教育・保育の従事者が研修等により、子育て支援に必要な能力を涵養し、その専門性と資質を向上させていく とともに、専門機関等と連携する等、様々な地域の人材や社会資源を活かす。

また、その事業内容については、

相互交流の場の開設等による情報提供・相談支援(ひろば的事業)

地域の家庭に対する情報提供・相談支援

一時預かり的事業

ファミリー・サポート・センター的事業

地域の子育で支援者に対する情報提供・助言

が規定されており(施行規則)、その頻度については、設備運営基準(告示)において、「週3日以上開設する等保護者が利用を希望するときに利用可能な体制を確保すること」とされている。

【検討の視点】

認定こども園については、子育て支援事業の実施が義務となっていることを踏まえ、給付の本体に組み 込む形により公定価格を設定することを基本とするか。その際、どの程度の実施体制・頻度を求めていくこ ととするか、実態を踏まえながら、検討していくことが必要ではないか。また、類似の性格を有する地域子 育て支援拠点事業との関係についても整理することが必要ではないか。

幼稚園、保育所についても、子育て支援事業の実施は義務とはされていないが、認定こども園に対して 求める地域子育て支援活動と同様の活動を実施する場合には、公定価格においてどのように対応していくか。 その際、現行の財政支援措置との関係について整理することが必要

幼稚園について、私学助成(子育て支援活動の推進)からの円滑な移行をどう考えていくか。

事務処理体制について

【現行】

[幼稚園]

入園募集や保護者との契約、利用者負担の徴収、日常的な管理事務・会計処理など、施設において事務処理を 行うことを基本としている。(就園奨励費については市町村において処理。園を経由している場合が多い。)

[保育所]

入所案内や保護者との契約、利用者負担の徴収などは市町村において事務処理を行うことを基本としている。 その他の日常的な管理事務・会計処理、特別事業を実施している場合の事務については施設において行うことを 基本としている。

[認定こども園]

入園募集や保護者との契約、利用者負担の徴収、日常的な管理事務・会計処理など、施設において事務処理を 行うことを基本としている。(短時間利用児に係る就園奨励費については市町村において処理。園を経由してい る場合が多い。)

【検討の視点】

幼稚園・認定こども園については、直接契約に伴う事務負担(園児募集、保護者ごとに異なる利用料を毎月徴収等)を勘案した事務処理体制について、検討することとするか。

保育所については、日常的な管理事務・会計処理等をはじめとする事務を行っていることを踏まえ、現 行の保育所運営費における対応を基に、事務処理体制について検討していくこととするか。

2.特定地域型保育事業に係る事項について

【概要】

満3歳未満の保育認定を受ける子どもは、認定こども園・保育所又は地域型保育事業を利用して施設型給付又は地域型保育給付を受けることが基本となる。

公定価格の設定に当たっては、「 . 基本構造に関わるもの」のように、確認を受ける事業において共通する論点に加えて、各事業の認可基準等において求められる事項・水準等との関係を踏まえた上で、それぞれ必要と思われる論点について、検討していく必要がある。

【検討の視点】

現在、当部会において、地域型保育事業の認可基準についても並行して御議論いただいているところであり、これらの検討状況等を踏まえ、例えば、以下の事項について、公定価格の設定において検討していくことが必要ではないか。

検討例 :保育士配置比率の向上に伴う段階的な評価について

小規模保育事業A型(保育士10/10)・B型(同1/2以上)において、保育士比率の向上に伴う公定価格の段階的な評価を行うことが必要ではないか(事業所内保育事業も小規模保育事業と同様の基準とした場合、同じ対応が必要)。家庭的保育事業や居宅訪問型保育事業について、保育士が行う場合とそれ以外の者が行う場合の評価をどうするか。

検討例 :連携施設への評価(全事業共通)

連携施設との連携において経費のかかる事項(連絡調整)の費用について、給付に組み込む必要があるのではないか。

検討例 : 事業所内保育事業における従業員枠との関係について

従業員への福利厚生・人材確保としての性格を有し、応諾義務等の対象にならない従業員枠について、地域枠との関係で、給付・利用者負担の水準をどのように考えるか。

検討例 : 居宅訪問型保育事業と労働基準法との関係について

居宅訪問型保育事業における労働基準法の適用に係る議論と並行して、検討していく必要があるのではないか。

検討例 :管理者・事務体制について(全事業共通)

事業の管理者、事務処理体制について、特定教育・保育施設における検討と並行して、検討していく必要があるのではないか。

検討例 :家庭的保育事業における家庭的保育補助者の配置について

保育を受ける子どもが3人以下の場合の家庭的保育補助者の配置への配慮について、調理員との関係も含めて公定価格の議論の中で検討する必要があるのではないか。

(参考)施設・事業別の職員配置基準

	かれる社会	旧杏仁	認定こども <mark>関</mark>							
	幼稚園	保育所	幼保連携型	幼稚園型	保育所型	地方裁量型				
教育・保育従事 者	・教諭(主幹教諭・指導教 諭・教諭)	・保育士	・保育教諭	ことが望まし	あ者 許及び保育士資 い。ただし、学 時間利用児は保	級担任は幼稚園				
教育・保育従事 者の員数	配置基準は無し 学級を編制(1学級あた り幼児数は原則35人以 下)		検討中	短時間利用児: 長時間利用児:		A				
その他の職員	(必置職員) ・園長 ・学校医・歯科医・薬剤師 (置くことができる職員) ・養護教諭・事務職員 等	(必置職員) ・嘱託医 ・調理員	(必置職員) ・園長 ・学校医・歯科医・薬剤師 (置くことができる職員) ・副園長・教頭 ・主幹保育教諭・指導保育 教諭 ・主幹養護教諭・養護教諭・主幹栄養 ・主幹栄養教諭・栄養教諭・事務職員 ・養護助教諭等		:育所型の認可施 稚園、保育所と	設部分について 同様。				

		小規模保育		家庭的保育	事業所内保育	居宅訪問型保育
	A 型	B型	C型	永庭 の不見	争录川内休月	店七訓问至休月
保育従事者	・保育士	・保育士 ・保育士以外の 保育従事者				
保育従事者の員 数	乳児 3:1 1,2歳児 6:1 +1人	・A型と同様 うち1/2は保育士	0~2歳児 3:1 補助者を置く場合 5:2		検討中	
その他の職員	・嘱託医 ・調理員	・嘱託医 ・調理員	・嘱託医 ・調理員			

参考

現行の幼稚園の基準・保育所の基準・認定こども園の基準の比較(詳細) (主に職員関係)

幼稚園の基準は、学校教育法施行規則・幼稚園設置基準による(大綱化されている内容は、地域の実情で判断)。 保育所の基準は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を記載。実際の認可基準はこれを基に条例で定められる。 認定こども園の基準は、文部科学大臣・厚生労働大臣告示(全て「参酌基準」で灰色)を記載。実際の認定基準はこれを基に条例で定められる。

			幼稚園の基準	保育所の基準	認定こども関の基準 (現行の幼保連携型認定こども関に係るもの)
職員関係	職員0	D種類	必置職員 ・園長 ・主幹教諭・指導教諭・教諭 置くことができる職員 ・養護教諭、事務職員等	必置職員 ・保育士 ・嘱託医 ・調理員(調理業務全委託の場合を除く)	・認定こども園の長・保育に従事する者
	施設の長	長の資格	・教諭免許状及び5年の教育職経験 等 ・同等の資質を有する者		・教育・保育及び子育て支援を提供する機能を 総合的に発揮させるよう管理・運営を行う能 力。
	教育・保育 職員 <i>0</i>	に従事する D資格	・幼稚園教諭免許状 【現行幼保連携型の特例】 保育士の資格を有する助教諭も可	・保育士 【現行幼保連携型の特例】 満3歳以上の長時間利用児につき保育士の確 保が困難なときは、知事の承認する幼稚園教諭 も可(3~6年間)	・0~2歳児:保育所と同じ ・3~5歳児:両資格併有が望ましい。 ただし、 ・学級担任は幼稚園教諭免許状 ・長時間利用児は保育士登録 が必要
		3 歳以上児	・職員配置基準は無し ・学級担任は専任の主幹教諭・指導教諭・教諭 (専任の副園長・教頭等も可)	・4・5歳児 30人につき1人 ・3歳児 20人につき1人 【現行幼保連携型の特例】 短時間利用児:35人につき1人	・短時間利用児:35人につき1人 ・長時間利用児:保育所と同じ
	学級編制・ 配置基準	0 ~ 2 歳児	-	・1・2歳児 6人につき1人 ・乳児 3人につき1人	・保育所と同じ
		その他	・学級を編制、学級当たり幼児数は、原則35 人以下	・常時2人以上 ・以下の条件で短時間勤務の保育士を必要数に 参入可(通知) ・各組・グループにつき常勤保育士1人 ・常勤換算の勤務時間の確保	・常時 2 人以上

- (参考)制度改正検討時点での整理(平成24年3月2日少子化社会対策会議決定) 新たな制度における価格設定方法については、次の考え方を基本とする。
 - ・ 質の確保・向上が図られた学校教育・保育を提供するために必要な水準として、人員配置基準や 設備環境を基に、人件費、事業費、管理費等に相当する費用を算定する。
 - ・ 人件費相当分については、職員の配置基準や施設の開所時間を踏まえた単価設定を行う。この際、 子どもの過ごす時間と職員が勤務する時間の違いを踏まえ、認定時間数に対応する価格設定ではな く、必要な職員の配置を考慮した単価設定を行う。
 - ・ 子どもの年齢及び人数に対応した給付を基本とするが、施設の規模による経費構造の違いや地域 別の人件費等の違いを考慮し、定員規模別、地域別の単価設定を行う。

休日保育、早朝・夜間保育については加算により対応する。

・ 施設の減価償却費の一定割合に相当する費用等についても算定する。

学校教育・保育の質に直接関わる職員の常勤・非常勤の別、経験年数等については、公定価格への反映を検討する。

支払い方法

- ・ 満3歳以上児については、標準的な教育時間に対応する区分及び月単位の保育の必要量に関する 区分(2区分程度)に応じ、単価区分 (3区分程度)を設ける。その上で、各月初日の在籍児数 を基本として、毎月給付する。
- ・ 満3歳未満児については、月単位の保育の必要量に関する区分(2区分程度)に応じ、単価区分 (2区分程度)を設ける。各月初日の在籍児数を基本として、毎月給付する。

具体的な単価については、上記の単価区分に応じ、年齢別、地域別、定員規模別に設定する。また、休日保育、 早朝・夜間保育については加算により対応する。 職員配置の充実など必要な事項 については、税制抜本改革による財源を基本としつつ、必要に応じそれ以外の財源を含め、国・地方を通じた恒久的な財源を確保しながら実施することとする。

主な内容

保育、放課後児童クラブ、地域子育て支援、社会的養護等の量的拡充 子ども・子育てビジョンベース 0~2歳児保育の体制強化による待機児童の解消 現在の幼稚園の0~2歳児保育への参入の促進 小規模保育など新たな保育の類型を創設 長時間の保育ニーズへの対応・延長保育の充実等 質の高い学校教育・保育の実現(幼保一体化の推進) 3歳児を中心とした配置基準の改善 病児・病後児保育(看護師等の施設への配置を含む。)、休日保育の充実 地域支援や療育支援の充実 給付の一体化に伴う所要の措置(施設の事務体制を含む。)等 総合的な子育て支援の充実 「子育て支援コーディネーター」(仮称)による利用支援の充実等 放課後児童クラブの充実 社会的養護の充実

質の改善に直接つながる職員配置の充実、その他の職員の処遇改善、食育の推進等については、 順次、優先順位をつけながら、実現を図る。

職員の定着・確保を図るため、キャリアアップの仕組みと併せた処遇の仕組みを検討することが必要。その際、職員のキャリアアップに資する観点から、幅広い業務経験を可能とするための運営の 在り方についても検討を進める。

- (参考) 子ども・子育て関連3法の国会での附帯決議(主として公定価格に関わる事項) 衆議院 社会保障と税の一体改革に関する特別委員会
 - 新たな給付として創設される施設型給付及び地域型保育給付の設定に当たっては、認定こども園における認可外部分並びに認可基準を満たした既存の認可外保育施設の給付について配慮するとともに、小規模保育の普及に努めること。

参議院 社会保障と税の一体改革に関する特別委員会

- ・ 施設型給付等については、幼保間の公平性、整合性の確保を図るとともに、受け入れる子どもの数にかかわらず施設が存続していく上で欠かせない固定経費等への配慮が不可欠であることにも十分留意して、定員規模や地域の状況など、施設の置かれている状況を反映し得る機関補助的な要素を加味したものとし、その制度設計の詳細については関係者も含めた場において丁寧に検討すること。
- 施設型給付及び地域型保育給付の設定に当たっては、認定こども園における認可外部分並びに認可基準を満たした既存の認可外保育施設の給付について配慮するとともに、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育の普及に努めること。
- ・ 施設型給付、地域型保育給付等の設定に当たっては、三歳児を中心とした職員配置等の見直し、 保育士・教員等の待遇改善等、幼稚園・小規模保育の〇から二歳保育への参入促進など、幼児教育・保育の質の改善を十分考慮するとともに、幼稚園や保育所から幼保連携型認定こども園への移行が進むよう、特段の配慮を行うものとすること。
- 保育を必要とする子どもに関する施設型給付、地域型保育給付等の保育単価の設定に当たっては、施設・事業者が、短時間利用の認定を受けた子どもを受け入れる場合であっても、安定的、継続的に運営していくことが可能となるよう、特段の配慮を行うものとすること。
- ・ 施設型給付、地域型保育給付等の利用者負担は、保護者の所得に応じた応能負担とし、具体的な 水準の設定に当たっては、現行の幼稚園と保育所の利用者負担の水準を基に、両者の整合性の確保 に十分配慮するものとすること。

(参考) 現行制度の構造

< 現行の私学助成の算定構造(国 都道府県に対する補助額の算定構造) >

一般補助 (幼稚園の経常的経費)	5月1日現在の在籍園児数に応じて 算定	在籍園児1人当たり単価(年額)
(列作四0/江门门近人	开仁	

+

特別補助	事業の実施状況等に応じて算定	
預かり保育推進事業	預かり保育を実施する園に対する助 成を行う場合	1 園当たり単価(年額)
子育て支援活動の推進	子育て支援活動を行う園に対する助 成を行う場合	1 園当たり単価(年額)
特別支援教育経費	障害のある幼児が2人以上いる園に対 する助成を行う場合	対象園児1人当たり単価(年額)
教育の質の向上を図る 学校支援経費	特色ある教育に取り組む学校に対す る助成を行う場合	1 園当たり単価(年額)

(注)上記は、都道府県に対する国の補助額の算定構造であり、各都道府県における私学助成は、<u>地域の実情を踏まえた多様な内容・水準で運用</u>されている。(一般補助)

(都道府県による助成額の算出方式)おおむね次のような方式又は組合せにより算出・配分されている。

単価方式	幼児数に補助単価を乗じて算出・配分する方式
標準的運営費方式	公立幼稚園の運営費をモデルに私立幼稚園の「標準運営費」を設定し、その一部(例えば 1/2以内)を補助する方式(公立積算方式)
補助対象経費方式	補助対象経費(経常的経費支出額等)に補助割合(例えば1/2以内)を乗じて算出・配分する方式
区割方式	都道府県全体で積算された一定の私学助成予算について、特定の要素(例えば生徒数、教職 員数、学級数等)に着目して配分する方式

< 現行の保育所運営費の算定構造 >

基本分保育単価等

- ・各月初日の入所児童数に応じて算定 月途中入退所の際は、日割りにより算定
- ・地域区分、定員区分等以下の区分ごとに単価が異なる。

入所児童1人当たり単価 (月額)

地域区分 (8区分)	18/100	15/100	12/100 10/100		8/100	6/100	3/100	その他	
×									
定員区分 (17区分)	20人まで	21 ~ 3	0人 …	人 ・・・ (10人刻み) ・・・ 161~170人					
×									
所長設置 (2区分)		設	置		未設置				
×									
年齢区分 (4区分)	乳	児	1, 2)	튏児	3蒜	想	4歳以上児		
×									
民改費加算 (4区分)	12%力	算分	10%力	口算分	8%加]算分	4%加算分		

(平成25年度保育単価表(抜粋))

そ所す	ののる	保所	育そ	f の	7	育の	かその月初日において設置又は		初日に		そ(カ月	初日	基	本 分 育 単 価	·	引施 設 給 与 等 (第	等 改 善 費 加 2欄)	算 額																									
区	る	地	域分定		区区	の 分	=	設給	置)	マ (ケ の	く員区	· 分	တ ဒ်	丰齢	区分) (第 1 欄)	12.0% 加算分	10.0% 加算分	8.0% 加算分	4.0% 加算分																							
																	円	円	円	円	円																							
													乳		먯	3	225,120	25,860	21,550	17,240	8,610																							
							١,	設			置	,	1	, 2	歳児	3	154,470	17,380	14,490	11,590	5,790																							
							'	пX			_	۱ ا	3	歳	. Ji	3	101,920	11,440	9,540	7,630	3,810																							
				2 0 人まで			201=3			201+-									4 虎	裁 以	上児	3	94,860	10,600	8,840	7,070	3,530																	
							20人まで		20人まで		20056		20/50		2000		20/20									乳		뱻	3	199,840	22,830	19,020	15,210	7,600										
																																	未		设	置	,	1	, 2	歳児	3	129,190	14,350	11,960
	18/	100																														'		/K 11X	a.X.	. =	۱ ا	3	歳	. Ji	3	76,640	8,410	7,010
	10/	100									4 虎	裁 以	上児	3	69,580	7,570	6,310	5,040	2,520																									
	地	域											乳		뱻	3	201,300	23,000	19,160	15,330	7,660																							
	26	2-36								١,	設			置		1	, 2	歳児	3	130,580	14,510	12,090	9,670	4,830																				
							'	пX			_	۱ ا	3	歳	児	3	78,000	8,570	7,140	5,710	2,850																							
				2.1	人から	•				4 虎	裁 以	上児	3	70,930	7,730	6,440	5,150	2,570																										
				3 0	人まて	2							乳		٦	3	184,450	20,980	17,480	13,980	6,990																							
				30/20			未	:	设	置		1	, 2	歳児	3	113,730	12,490	10,410	8,320	4,160																								
						'	//	•	u.x.	_	١	3	歳	児	3	61,150	6,550	5,460	4,360	2,180																								
													4 虎	裁 以	上児	3	54,080	5,710	4,760	3,800	1,900																							

各種加算	事業の実施状況等に応じて算定	
児童用採暖費加算、寒冷地加算、 事務用採暖費、除雪費加算、降灰 除去費加算	保育所の所在する地域に応じて加 算	入所児童1人当たり単価(月額)
単身赴任手当加算、入所児童処遇 特別加算費、施設機能強化推進費、 保育所事務職員雇上費、主任保育 士の専任加算	事業の実施状況等に応じて加算	入所児童1人当たり単価(月額) 加算の金額について、1園当たりの単価 として計算するものもあるが、支払い の際は単価を児童数で除して、児童1人 当たり単価としたうえで支払っている。

(注)幼稚園・保育所の収入・支出の構造の違いについて

- 例)・ 現行の保育所運営費は、全国一律に算定される額を基本として支弁される一方、幼稚園に対する経常費の私学助成 は、各都道府県の判断により多様な内容・水準で運用されている。
 - ・ 保育所運営費は、保育所における保育の実施につき児童福祉法第45条第1項の基準を維持するための費用として 設定された公定価格であり、対象経費を示している(使途制限がある)のに対し、私学助成は私立学校としての自主 性を尊重しながら私学の振興の観点から行うものであり、助成対象経費が明確に示されているものではなく、使途制 限もない。また、保育所運営費には民間施設の給与改善等の仕組みもある。
 - 特に、幼稚園は直接契約・自由価格により運営されており、収支の状況・内容にばらつきがある。
 - ・ 社会保険制度、施設整備費補助等の仕組みや会計処理方法に違いがある。

(参考) 現行の保育所運営費の費用構成

(基本分保育単価の内訳)

X	分	内容							
		(1)常勤職員給与(注)							
	人	本俸、特別給与改善費、特殊業務手当							
		諸手当(扶養手当、地域手当、期末勤勉手当、管理職手当、超過勤務手当、住居手当、通勤手当等)							
事	件	社会保険料事業主負担金等(健康保険、厚生年金、労働保険等)							
尹	1+	(2)非常勤職員雇上費							
	費	嘱託医手当							
務	1 ~ 1 1								
竹为		年休代替要員費							
	管	<職員の数に比例して積算しているもの>							
費		旅費、庁費、職員研修費、被服手当、職員健康管理費、業務省力化等勤務条件改善費							
具	理	<児童の数に比例して積算しているもの>							
	垤	保健衛生費							
	<1施設当たりの費用として積算しているもの>								
	補修費、特別管理費、苦情解決対策費								
事業	坐 書	<生活諸費>							
学录	大 貝	一般生活費(給食材料費、保育材料費等)							

(注)職員数の考え方

・所 長 1人(設置単価の場合)

・保 育 士 保育士配置基準に基づき算定 その他、配置基準とは別に保育士を1名加配

乳児3:11~2歳児6:13歳児20:14歳以上児30:1

・調 理 員 2人(定員40人以下の場合は1人、定員151人以上の場合は3人)